

記載例：日本人同士の離婚

<注意事項>

- 届出はすべて日本語（漢字・カタカナ・ひらがな）で書いてください。また、消えやすいペン（消えるペン）や鉛筆等では書かないでください。

離婚届

令和 XX 年 XX 月 XX 日 届出

在北マケドニア日本国 大使 総領事 殿

受理 令和 年 月 日

届出日は窓口で届出をする日、郵送する場合はポストに届出を投函する日を記入してください。

公館印

調査票 附票 住民票 通知

元号で記入。

よみかた)

(1) 氏名

夫 がいむ たらう
氏 名
外務 太郎

妻 がいむ はなこ
氏 名
外務 花子

平成 XX 年 XX 月 XX 日

平成 XX 年 XX 月 XX 日

北マケドニア共和国スコピエ市
XXXX 通り 18 番 201 号

北マケドニア共和国スコピエ市
XXXX 通り 9 番 601 号

世帯主の氏名 外務 太郎

世帯主の氏名 外務 太郎

東京都千代田区霞が関 ~~2-2~~ 2 丁目 2 番地 2 号

筆頭者の氏名 外務 太郎 (夫 の国籍)

夫の父 外務 一郎
母 正子

妻の父 在外 省一
母 東京子

養父
養母

続き柄 男 続き柄 女
養父 富士 登 続き柄 養女

協議離婚 和解 年 月 日 成立

調停 年 月 日 成立 請求の認諾 年 月 日 認諾

審判 年 月 日 確定 判決 年 月 日 確定

夫 は もとの戸籍にもどる

妻 新しい戸籍をつくる

東京都文京区後楽1丁目 3 番地 6 号 筆頭者の氏名 富士 登

夫が親権を行う子

妻が親権を行う子 外務 次郎

(同居を始めたとき) 令和 XX 年 XX 月から (別居したとき) 令和 XX 年 XX 月まで

北マケドニア共和国スコピエ市 XXX 通り 18 番地 201 号

1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5)
4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯
6. 仕事をしている者のいない世帯

(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫の職業

妻の職業

必ず手書きで、楷書体で署名。

届出人署名 (※押印は任意) 外務 太郎 印

妻 外務 花子 印

事件簿番号

(届出人の連絡先及び電話番号

+389-70-XXX-XXX

abc@abc.com

連絡のつく電話番号とEメール
アドレスを記載してください。

(※押印は任意)
印鑑又は右手の親指で拇印を押してください。

本籍地はダッシュ「-」等を使わず戸籍通りに記載。書き間違えた場合は線で消してください。修正液等は使用不可。 ※訂正印は任意

婚姻のとき氏が変わった人は次の中から選び記入してください。
(1) 婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍に戻る。
(2) 婚姻前の氏を名のり、新しい戸籍を作る。
(3) 婚姻中の氏を名のり、新しい戸籍を作る。
但し、(3)の場合で、「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出する場合は、ここは記入しないでください。
「離婚の際に称していた氏を称する届」を後日提出する場合は、ここに記入し、さらに離婚日から3ヶ月以内に同届出を提出する必要があります。

未成年の子がいる場合は、夫、妻のいずれかに親権を定め、子の氏名を記入してください。この届出で親権は決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させる場合は家庭裁判所の許可が必要です。

外国人が署名する場合は、本人がブロック体でフルネームで記名し、どなたかがカタカナで読み仮名をふってください。

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意) 生年月日	田中 太郎 印 平成XX年XX月XX日	アレクサンドラ ストヤノフスカ Aleksandra Stojanovska 印 西暦19XX年XX月XX日
	北マケドニア共和国スコピエ市 XXXX通り 3番106号	北マケドニア共和国スコピエ市 XXXX通り 10番
住所	東京都台東区浅草 2丁目 3番地 1号	北マケドニア共和国 番地 番

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- 3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
9. 届書は2通出してください。
10. 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

外国人は国籍を記載してください。

未成年の子がいる場合は、必ずチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)

- 取り決めている。
まだ決めていない。

(養育費の分担)

- 取り決めている。 取決め方法 : (公正証書 それ以外)
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

このチェック欄についての法務省の解説動画

